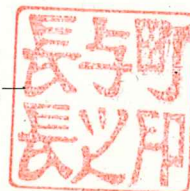


長与町新図書館等複合施設サイン製作業務委託に係る一般競争入札の実施について

令和 8 年 10 月 1 日

長与町長 吉田 慎



このことについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び長与町財務規則（平成 17 年規則第 5 号）第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号 8 政策企画第 8 号
- (2) 業務名 長与町新図書館等複合施設サイン製作業務委託
- (3) 入札方式 一般競争入札
- (4) 履行場所 長与町北陽台 1 丁目 4 番地 1
- (5) 業務内容 サインの製作、運搬、取付、調整及びこれらに付随する一切の作業
- (6) 製作数量 別紙図面の通り
- (7) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (8) 最低制限価格 無し
- (9) 支払い条件 前金払 無、部分払 有

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、町から「競争入札参加資格確認通知書（様式 2）」を受けていなければならない。

- (1) 「競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 1）」の提出に際し、町が求めた個別添付書類が提出済みであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること（入札日までに指名停止基準に該当することとなった場合を含む。）。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員等又は法人であつてその役員が暴力団員等でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社法、破産法、会社更生法又は民事再生法等の規定に基づく清算、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 所在地における国税、都道府県税及び市町村税並びに賦課金等の未納が無いこと。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 公告日から令和 8 年 10 月 13 日（火）まで
- (2) 受付期間 公告日から令和 8 年 10 月 13 日（火）まで

(3) 取得場所 長与町役場企画財政部政策企画課（長与町役場庁舎 3 階）

または、長与町ホームページからダウンロードすること。

4. 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出期間 公告日から令和 8 年 10 月 13 日（火）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、8 時 45 分から 17 時 30 分まで

イ 提出場所 長与町役場企画財政部政策企画課

ウ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限るものとし、提出期限までに担当課必着とする。）

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

「競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 1）」に、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ア 国税・都道府県税・市町村税の未納がないことを証明する書類

※証明日が提出日時点から 3 か月以内のもの。写しでも可とする。

イ （該当する場合）下記 11. (1) に掲げる入札保証金の納付免除に係る書類

(3) 申請書類に基づく審査結果は、令和 8 年 10 月 15 日（木）までに「競争入札参加資格確認通知書（様式 2）」により通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外には使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差し替えまたは再提出は認めない。

オ 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

5. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間 公告日から令和 8 年 10 月 13 日（火）12 時 00 分まで

(2) 質問方法 質問事項を「質問書（様式 3）」に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

E-MAIL kikaku@nagayo.jp（政策企画課）

(3) 質問回答 令和 8 年 10 月 15 日（木）17 時 30 分までに、すべての入札参加予定者へ電子メールで回答する。

6. 入札説明会

実施しない。

7. 入札に関する事項

(1) 持参または郵送による入札とする。入札書の提出は、項番 17「書類提出先及び問合せ先」で指定する場所に提出すること。郵送の場合は、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかによること。

ア 提出期限日 令和 8 年 10 月 19 日（月）12 時 00 分必着

(2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じた金額を落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

(4) 入札金額には、サインの製作、運搬、搬入、設置、養生、梱包材等の処分その他本業務の履行に要する一切の費用を含むものとする。

(5) 二重封筒により提出するものとし、入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び同封するものについては、別紙「入札書用封筒の記載方法について」を参照すること。

(6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(8) 入札回数は、初度入札及び再度入札を合わせて2回までとする。

(9) 初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行うものとする。再度入札に参加することができる者は、初度入札が無効とされなかった者に限る。

(10) 再度入札の開札日時及び場所、入札書等の提出方法並びに到達期限については、再度入札に参加できるとされる者に対し、速やかに連絡するものとする。

(11) 競争入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日17時30分までに入札辞退届(様式5)を「17. 書類提出先及び問合せ先」で指定する場所に提出すること。

(12) 災害その他特別の事情により、入札を執行することが困難であると認めたときは、当該入札を中止し又は延期する場合がある。この場合において、入札者が損失を受けても町は補償の責めを負わない。

8. 開札に関する事項

(1) 時及び場所

ア 開札日時 令和8年10月20日(火) 13時30分

イ 開札場所 長与町役場水道局3階第2会議室

(2) 立会いは、入札参加者であれば立ち会うことができる。なお、立会人は1法人につき1名までとする。

(3) 立会いを希望する者は、開札日前日(土曜、日曜を除く)までに項番17「書類提出先及び問合せ先」に連絡すること。

(4) 立会者が2名未満の場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、最低立会者を2名とする。

9. 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

(1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定または契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。

(3) 入札者またはその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき。

(5) 入札者が談合して入札したとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

10. 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき価格の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじは立会者に引かせるものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに入札結果を長与町ホームページに掲載するとともに、当該落札者に対して落札決定通知書を送付するものとする。

(4) 落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、町は落札者の決定を取り消すものとする。

11. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結していることを証明する書類を提出したとき。

イ 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）または地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を証明する書類を提出したとき。

ウ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納入期限

入札参加者は、町が発行する納入通知書により、入札までに指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収証書の写しを入札書と併せて提出するものとする。

(3) 入札保証金の返還等

入札参加者は、落札者・落札者以外の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。

区分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落札者	契約締結後
落札者以外	開札終了後

(4) 落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属するものとする。

12. 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

ア 落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）または地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を証明する書類を提出したとき。

(2) 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から7日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入し、領収証書の写しを契約書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

(3) 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

(4) 契約保証金の長与町への帰属

長与町財務規則第115条第1項各号の該当による契約の解除の場合（同項第1号の該当による契約の解除の場合は、落札者（契約相手方）の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約保証金は、長与町に帰属するものとする。

13. 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から7日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、契約書に特記仕様書及び関係図面等を袋とじにしたものを2部作成する。
- (3) 契約書は、町及び契約の相手方において各1部を所持する。

14. 前払い金

本契約において、前払い金の支払いは行わない。

15. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16. その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 入札参加者は、この公告文書及び特記仕様書、関係図面等を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力すること。
- (4) 契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 特記仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (6) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

17. 書類提出先及び問合せ先

長与町役場企画財政部政策企画課新図書館等建設係（長与町役場庁舎3階）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話 095-801-5661（直通）

FAX 095-883-1464

E-MAIL kikaku@nagayo.jp

※書類等の取得、問合せ等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時45分から17時30分までとする。